

令和4年度  
津市中小企業振興事業補助金  
(新商品等開発支援事業)  
公募要領

**【募集受付期間】**

令和4年4月13日(水)～6月17日(金) 17時15分必着

**【受付・問い合わせ先】**

津市ビジネスサポートセンター 経営支援課

〒514-0131

三重県津市あのかつ台四丁目6番地1

TEL (059) 236-3355

E-mail 229-3360@city.tsu.lg.jp

令和4年4月13日



## 津市中小企業振興事業補助金（新商品等開発支援事業）

### 1 津市中小企業振興事業補助金（新商品等開発支援事業）の目的

本補助金は、市内の中小企業の新商品の開発等を支援することにより、市内中小企業者経営基盤の強化及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

### 2 補助対象者

補助金の交付の対象となる事業者は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 本市の区域内に主たる事務所または事業所を有し、かつ1年以上事業を営む中小企業者（中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者をいう（下図参照）。ただし、みなし大企業は対象外とします。
- (2) 市税を完納している事業者であること。

なお、本補助金事業と同時に募集している令和4年度津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業）に提案する事業者及び令和3年度に津市中小企業振興事業補助金（新商品等開発支援事業）を採択された事業者は、本補助金事業に提案はできません。

また、他の補助金で採択された同一の事業については、提案できません。

（参考）中小企業庁ホームページより引用

[https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm)

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

ただし、以下のいずれかに該当する事業者は対象となりません。

**【対象とならない事業者】**

- ・ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者（みなし大企業）
- ・ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業者が所有している中小企業者
- ・ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ・ 宗教上の組織若しくは団体、政治団体、暴力団、暴力団員及び関係事業者

### 3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとします。

(1) 新商品等開発支援事業

新たな商品等を開発する事業

(2) 既存商品等改良支援事業

既存の商品等を改良する事業

ただし、以下の事項に該当する場合には、対象となりません。

- ・ 事業の大半を他の事業者へ委託する補助事業
- ・ 他の事業者の委託を受けて行う補助事業
- ・ 年度内に十分な成果が見込めない、または成果物の作成が困難な補助事業
- ・ 事業内容が関係する法令または公序良俗に反するもの
- ・ 同一の事業に対し、他の公的機関等から過去に補助金の交付を受けている、または将来交付を受けることが確定している事業（他の公的機関等へ内容を確認する場合があります。）
- ・ 本補助金事業と同時に募集している津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業）に提案する事業者の行う事業
- ・ **令和3年度津市中小企業振興事業補助金（新商品等開発支援事業）採択事業者の行う事業**

### 4 交付対象経費

(1) 原材料費

事業遂行に必要な原材料等の購入に要する経費。

(注1) 購入する原材料等の購入は必要最小限度にとどめ、補助事業期間中に使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品に相当する経費は補助対象となりません。

(注2) 原材料についてはサンプルの作成に限るものとし、本補助事業で購入した原材料を販売することはできません。

## (2) 機械工具費

事業遂行に必要な機械・工具の購入・改良に要する経費（汎用性があり、目的外使用になり得るものや中古品を除く。）

購入した機械・工具の運送や設置に要する経費（設置場所の基礎・整備工事は除く。）

## (3) 産業財産等取得費

事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標件等の取得に要する経費

## (4) 委託費（外注費を含む）

事業遂行に必要な業務を委託（外注）する場合に要する経費（自ら行うことが困難な業務に限ります。）

(注3) 消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まれません。

## 5 補助額及び補助率

補助率：補助対象経費の1／2以内

補助額：製造業<sup>(注4)</sup>：100万円以内<sup>(注5)</sup>

その他の業種：50万円以内<sup>(注5)</sup>

(注4) 製造業とは日本標準産業分類大分類 E 製造業に該当する業種とする。

(注5) 採択された場合であっても、提案内容や予算等の都合により減額する場合があります。

## 6 募集期間

令和4年4月13日（水）～令和4年6月17日（金）

8：30～17：15（土日祝を除く）

※郵送等の場合は募集期間最終日の17：15までに必着のこと。

※事業提案書には事業実施に要する経費の見積書と導入設備のカタログ・パンフレット（写し可）の添付が必要となります。

## 7 募集件数 4件程度<sup>(注6)</sup>

(注6) 製造業とその他の業種の区分に分けて募集します。

## 8 申請の手続き等

津市中小企業振興事業補助金（新商品等開発支援事業）提案書のほか、次に掲げる書類を添えて、募集期間内に市長に提出してください。

ア 過去2期の決算書の写し（事業を営んでから2年未満の中小企業者については、申請時点で添付できる決算書）

イ 定款の写し又は登記事項証明書（法人）

本人確認書類の写し（個人事業主の場合）

ウ 市税の完納証明書

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により市税の徴収猶予の申請を行った個人（事業主）にあつては、当該交付申請を行う前年度の固定資産税・都市計画税及び市・県民税に係る納税証明書並びに徴収猶予承認通知書の写し、また同影響により市税の徴収猶予の申請を行った法人にあつては、当該交付申請を行う前年度の固定資産税・都市計画税及び法人市民税に係る納税証明書並びに徴収猶予承認通知書の写しを提出することで、これに代えることができます。

エ 事業所の概要（会社案内パンフレット等、会社概要・沿革等がわかるもの）

オ 事業実施に要する機械・工具等の見積書カタログ・パンフレット（写し可）

カ その他市長が必要と認めた書類

なお、採択された補助事業については、事業者名及びテーマ名等を本市ホームページ等にて公表する場合があります。

## 9 審査

交付対象者は、審査基準に基づいて決定します。

## 10 審査基準

評価項目	評価内容
新規性・地域への波及効果評価	① 従来品にない機能、性能、用途などが盛り込まれているか。 ② 地域への波及効果が見込める取り組みであるか。
経理評価	① 企業内容が堅実かどうか。 ② 資金を十分に負担できるかどうか。 ③ 外部資源等に大半を頼っていないか。
事業評価	① 新商品等の開発、既存商品等の改良の目的が明確か。 ② 自らの製品や産業の現状・課題・競合地域・他社の現状が分析された上で事業を実施しているか。 (将来性、市場ニーズは適切に把握されているか) ③ 今までに新商品等の開発、既存商品等の改良などの取り組みがされているか。今後、継続した取り組みがされるか。 ④ 提案事業が雇用の促進に寄与するものか。
実施体制	① 事業を実施するにあたり、十分な経営資源（技術力、経験、ノウハウ、人材等）を有しているか。

## 11 その他

申請に必要な書類や、詳しい内容について説明させていただきますので、申請を希望される場合は事前に下記までお問い合わせください。

また、募集受付期間外は、一切受付できませんのでご了承下さい。

津市ビジネスサポートセンター 経営支援課

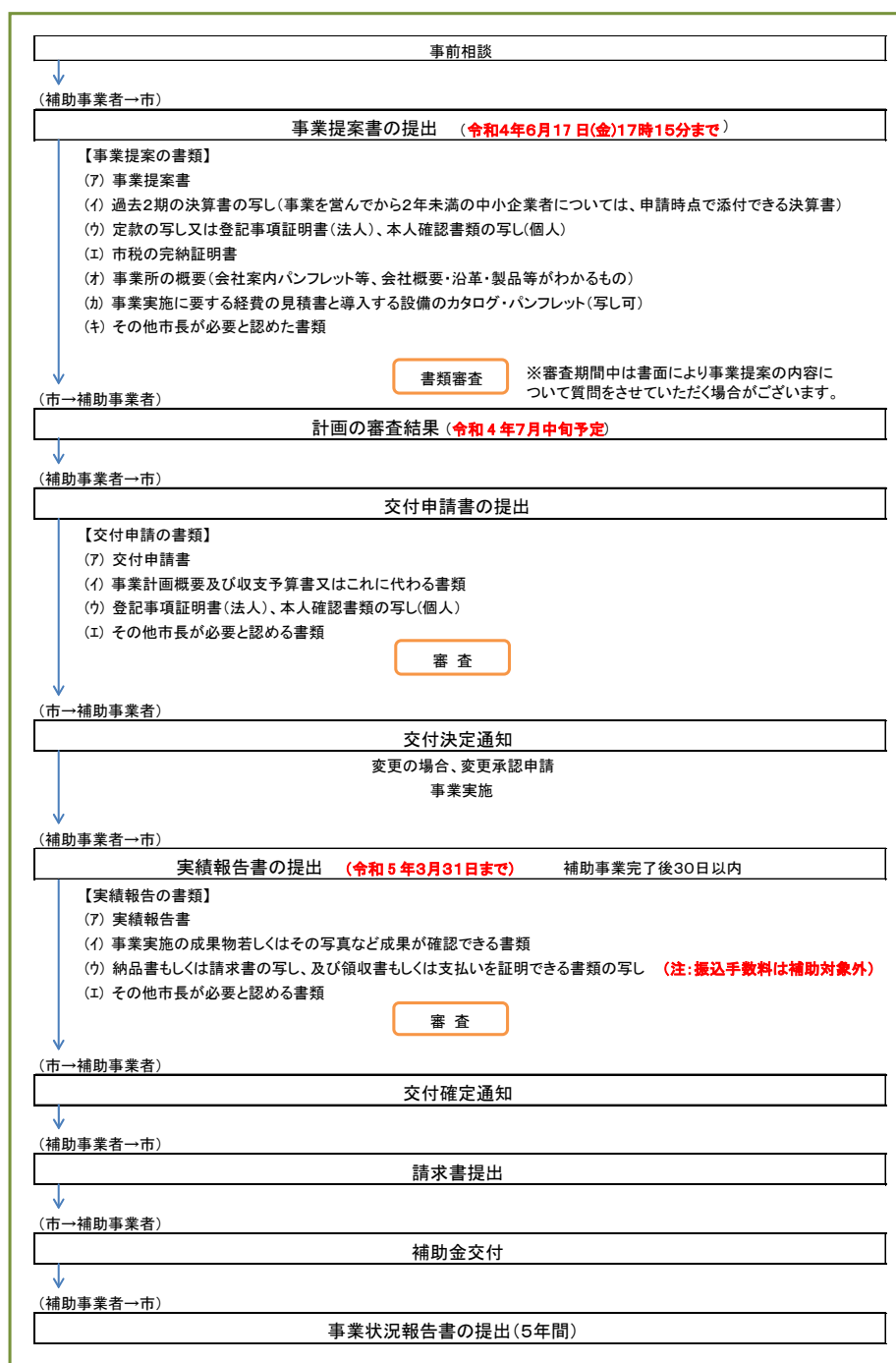
〒514-0131

三重県津市あのかつ台四丁目6番地1

TEL (059) 236-3355

E-mail [229-3360@city.tsu.lg.jp](mailto:229-3360@city.tsu.lg.jp)

令和4年度 津市中小企業振興事業補助金（新商品等開発支援事業）フロー図



C